2022 年 4 月 28 日初版
2024 年 1 月 11 日改定
ネオファースト生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に伴う給付金・保険金のご請求について

（1）ご請求対象の範囲

新型コロナウイルス感染症と診断された場合の入院給付金等のご請求対象については、以下のとおりとなります。詳細は、「https://info.neofirst.co.jp/news/assets/2304120001.pdf」をご確認ください。

なお、入院給付金等の特別取扱（「みなし入院」）は、2023 年 5 月 7 日を以て終了いたしましたが、2023 年 5 月 7 日までに新型コロナウイルス感染症と診断された方のご請求手続きにつきましては、5 月 8 日以降もお取り扱いいたします。

ケース		診断日		
		2022 年 9 月 25 日まで	2022 年 9 月 26 日以降 **2023 年 5 月 7 日まで**	**2023 年 5 月 8 日以降**
入院された場合（約款における取扱）		○ ご請求対象	○ ご請求対象	○ ご請求対象
宿泊・自宅療養された場合（特別取扱）	重症化リスクの高い方（4 類型）（※1）	○ ご請求対象	○ ご請求対象	**× ご請求対象外**
	上記以外の方	○ ご請求対象	**× ご請求対象外**	**× ご請求対象外**

（※1）4 類型は、診断時における医師の診断内容に基づき、発生届の対象となる以下の方になります。

□65 歳以上の方
□入院を要する方
□重症化リスクがあり、かつ「新型コロナ治療薬の投与（※2）」または「新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方」
□妊娠されている方

（※2）対象となる新型コロナ治療薬の詳細は、こちらをご確認ください。

なお、エンシトレビルフマル酸（ゾコーバ）や解熱剤（例：カロナール、ロキソニン）、市販の風邪薬は、コロナ治療薬には含まれません。

（２）ホテルや自宅にて療養した場合の取扱（診断日が 2023 年５月７日までの場合）

「（1）ご請求対象の範囲」に記載のご請求対象に該当する方につきましては、医療機関への入院有無にかかわらず、新型コロナウイルス感染症によりホテルを含む宿泊施設または自宅で療養した場合も入院給付金等のお支払い対象となります。

＜宿泊施設または自宅で療養した場合の保障対象期間＞

保障の開始日	診断日
保障の終了日	厚生労働省等の定める解除基準に該当した日（※3）

「保障の開始日」より前の期間、「保障の終了日」より後の期間は原則お支払いできません。

＜自宅で療養された場合（イメージ）＞

（※3）厚生労働省等の定める解除基準については以下をご確認ください。以下①または②に該当した場合に療養解除となります。（2022 年９月７日時点　出典：厚生労働省事務連絡等より）

有症状者	①発症日から**７日間**経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過 ②現に入院している（※4）場合は、発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過
無症状者	①検体採取日から**７日間**経過 ②検体採取日から５日目に検査キットで陰性を確認した場合は５日間経過

（※4）高齢者施設へ入所している方を含みます。

（３）ご請求のお手続き方法

ご請求方法は、上記「（１）ご請求対象の範囲」でご請求対象か確認の上、お手続きください。

①　診断日が2023年5月7日以前で請求対象の方のお手続き

コンタクトセンターまでお電話いただき、請求書の取り寄せをお願いいたします。

②　診断日が 2023 年 5 月 8 日以降で請求対象の方のお手続き

コンタクトセンターまでお電話いただくか、マイページ（お客さまＷＥＢ手続きサービス）よりお手続きをお願いいたします。

コンタクトセンター

「1 年組み立て保険」にご加入のお客さま　0120-833-337
上記以外の保険にご加入のお客さま　0120-226-201
受付時間　9：00～17：00（日曜日・祝日・年末年始を除く）

マイページ（お客さまＷＥＢ手続きサービス）

マイページ（お客さま WEB 手続きサービス）からの請求手続き ｜ ネオファースト生命保険株式会社（neofirst.co.jp)